

【閲覧用】

令和 6（2024）年 第 9 回 飯塚市農業委員会総会 議事録					
開催年月日	令和 6（2024）年 9 月 10 日（火）				
開催場所	本庁 1F 多目的ホール				
開会	午後 2 時		閉会	午後 2 時 40 分	
議事及び 議決結果	番号	件名		結果	備考
	議案第 41 号	農地法第 3 条の許可申請について		許可	1 件
	議案第 42 号	農地転用事業計画変更申請について		許可相当	1 件
	議案第 43 号	農地法第 5 条の許可申請について		許可相当	6 件
	議案第 44 号	農用地利用集積計画（利用権設定）について		許可	10 件
	議案第 45 号	農用地利用集積計画（所有権移転）について		許可	2 件
	協議第 6 号	次期農業委員・農地利用最適化推進委員選出 区分等について		決定	—
	報告第 26 号	農地法第 5 条の許可の取り消しについて		済	1 件
	報告第 27 号	農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解 約の報告について		済	9 件
	報告第 28 号	農地転用完了等の報告について		済	—
出席委員	農業委員	17 人		農地利用 最適化推進委員	5 人
欠席委員	農業委員		2 人		
署名委員	8 番	谷口 一峰	9 番	水間 惣吾	
事務局	局長	安武 一彦	係長	植木 功	
	主任	赤坂 征誕	主事	野中 智仁	
	主事補	芳野 真宙	会計年度職員	市吉 英男	

農業委員出席状況（17名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	須堯 忠臣	○	11	藤田 武治	○
2	藤井 光生	○	12	嶋田 百合子	○
3	橋本 周	○	13	奥野 智明	○
4	高野 敏治	○	14	田中 一平	○
5	多田 憲昭	○	15	畠中 五恵子	—
6	新開 剛	○	16	嶋田 正志	—
7	岡松 美由紀	○	17	小山 光治	○
8	谷口 一峰	○	18	伏原 和也	○
9	水間 惣吾	○	19	原田 敏行	○
10	吉原 文明	○			

農地利用最適化推進委員出席状況（5名）

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	宮本 精一	○	16	山本 眞二	—
2	幸崎 勲	○	17	大久保 敏昭	—
3	三村 保始	—	18	久井田 和則	—
4	肘井 郁秀	—	19	松尾 重治	—
5	高木 俊巳	—	20	大隈 雄二	○
6	市吉 敏浩	—	21	中野 良則	—
7	城丸 浩二	—	22	稲富 政文	—
8	池田 益男	—	23	多田 信之	—
9	末永 保	—	24	青木 卓也	—
10	矢野 正剛	—	25	伊藤 親男	—
11	河邊 敏浩	—	26	佐野 元春	—
12	星野 弘明	○	27	谷 義昭	○
13	大庭 良幸	—	28	立川 幸治	—
14	清水 政治	—	29	森田 輝巳	—
15	葛原 春美	—	30	高松 安幸	—

議案第 41 号第 1 項 農地法第 3 条の許可申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	耕作面積 耕作者数	[REDACTED] [REDACTED]
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
備考	売買		
第 3 条第 2 項各号	非該当のため、許可要件を満たす。		
補足説明	なし		
地区推進委員報告	(20 番推進委員：大隈委員) 8 月 9 日に立会いをして [REDACTED] 氏本人から説明を受けております。譲受人の [REDACTED] 氏は [REDACTED] で砂利とか碎石の販売をされている [REDACTED] の代表者でありました。農業も [REDACTED]、[REDACTED] でされているようです。[REDACTED] から耕作証明も提出されているということでしたので何も問題ないと思います。		
質疑・意見	なし		
審議結果	許可		

議案第 42 号第 1 項 農地転用事業計画変更申請について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
変更前の事業計画 に従った実施状況	造成未着手	農地 区分	3 種 (第一種住居地域)
当初転用者	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]		
承継者	_____		
当初事業計画	建売住宅 7 棟 416.13 m ²		
変更後事業計画	宅地分譲		
備考	令和 5 年 7 月 14 日付け飯塚市開発指導要綱に基づく事前審査会終了。 令和 5 年 8 月 25 日付け 5 飯農第 254 号-71 にて許可を受けていたもの。		
造成	最大 30cm 程度の盛土工。		
進入口	東側市道から幅 5m 及び 6m の進入口を新設。 各分譲地へはこの進入口から進入。		
土留め	北側、西側及び南側において、境界見切りブロックを新設。 東側において、市道に擦り付け。		
被害防除	西側の一部において、フェンスを設置。		
雨水排水	各区画に設置する雨水樹にて集水後、新設する道路側溝を経由し、東側道		

	路側溝へ放流。
生活雑排水	東側市道の既設公共下水管へ接続放流。
工事計画期間	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日まで
水利同意	農区の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	計画変更申請が必要となった理由について 顧客のニーズに合わせるため、建売住宅から宅地分譲への変更を行うもの。
地区推進委員報告	(2 番推進委員：幸崎委員) 8 月 19 日に土地家屋調査士から現地で説明を受けました。転用目的は建売住宅から宅地分譲に変更するとのことでした。
現地調査報告	(17 番農業委員：小山委員) 検討会では特段の意見・質問はありませんでした。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 43 号第 1 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	3 種 (第一種住居地域)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	共同住宅 1 棟 322.68 m ²		
備考	売買		
造成	最大 50cm 程度の盛土工。		
進入口	南東側市道から幅 5.5m の進入路を敷設。進入路部分については、市農業土木課へ占用申請済。		
土留め	北東側、南東側の一部、北西側において、CB を新設。 南東側境界と水路の間については、張りコンクリート施工。 南西側において、隣接地へ投げ掛け。		
被害防除	北東側、南東側の一部、北西側において、高さ 80cm フェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に側溝を敷設し、雨水桝にて集水後、南東側水路へ放流。		
生活雑排水	南東側市道の既設公共下水管へ接続放流。		
工事計画期間	令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで		

水利同意	農区の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金及び金融機関からの融資。残高証明及び融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(2 番推進委員：幸崎委員) 8 月 16 日に土地家屋調査士から現地で説明を受けました。農区の同意も貰っております。
現地調査報告	(17 番農業委員：小山委員) 共同住宅建設のための転用申請ということで、隣接農地がよく整備されております。隣接者との協議も順調に進んでいるようで、検討会でも特に意見は出ませんでした。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 43 号第 2 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	3 種 (第一種住居地域)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	宅地分譲		
備考	売買 令和 6 年 8 月 22 日付け飯塚市開発指導要綱に基づく事前審査会終了。		
造成	最大 80cm 程度の盛土工及び 140cm 程度の切土工。		
進入口	北側市道から幅 6m の道路を新設。新設道路は市に帰属。		
土留め	北側において、道路中心線から 3.25m の位置までセットバック。 セットバックラインへ CB を設置。セットバック部分は市に帰属。 東側、南側及び西側において、CB を設置。		
被害防除	東側において、フェンスを設置。		
雨水排水	各区画に設置する雨水枳にて集水後、新設する道路へ設置する落蓋式 U 字側溝及び横断暗渠を経由し、北側道路側溝へ放流。		
生活雑排水	各区画に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。		
工事計画期間	令和 6 年 10 月 15 日から令和 7 年 3 月 31 日まで		
水利同意	農区の同意あり。		
第 5 条第 2 項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。		
補足説明	なし		

地区推進委員報告	(1 番推進委員：宮本委員) 本案件に関しては 9 月 2 日に土地家屋調査士の松生氏より現地で説明を受けました。この場所はバイパス造成時に開発された場所であり、周りは全部住宅になっております。また地元農区の同意も受けており、事務局の説明のとおり施工されれば何ら問題ないかと思われます。
現地調査報告	(7 番農業委員：岡松委員) 昨日現地調査に行っていました。場所はバイパスから降りたところの道路と住宅に囲まれた一区画でありました。地目は田になっておりますが、畑として利用されていたようです。事務局の説明どおりであれば何ら問題ないかと思えます。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 43 号第 3 項 農地法第 5 条許可申請について

※議案第 43 号第 4 項と関連、一括審議

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	1 種 (10ha 以上) (集落接続)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	一般住宅 1 棟 126.28 m ²		
備考	贈与 令和 6 年 8 月 14 日付け飯塚市告示第 227 号にて農振農用地除外済み。 令和 6 年 8 月 2 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了（隣接する農地との一体開発となるため）。 議案第 43 号第 4 項と関連。		
造成	最大 80cm 程度の盛土工。		
進入口	隣接する農地の転用に伴い新設される道路より進入。		
土留め	東側及び南側において、コンクリートブロック擁壁を設置。 北側において、造成後、隣接地に擦り付け。 西側において、新設道路に擦り付け。		
被害防除	東側に高さ 80 cm のフェンスを設置。		
雨水排水	申請地内に雨水枡を設置。新設道路に設置される側溝及び集水枡を経由し、北側水路へ放流。		
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の北側経路にて放流。		
工事計画期間	令和 6 年 10 月 10 日から令和 8 年 3 月 31 日まで		
水利同意	[REDACTED] 生産組合の同意あり。		

第 5 条 第 2 項 各 号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(12 番推進委員：星野委員) 8 月 22 日に申請者の代理人より詳細図面等で説明を受け、8 月 23 日には現地調査を実施しました。当該申請地の周辺は新興住宅が広がっており、第 3 項については譲渡人のお孫さんの一般住宅を建設するというものです。また第 4 項については建売住宅を目的とした分譲地 10 区画を計画するものです。なお、第 3 項第 4 項ともに地元生産組合の同意もあり、計画通りの施工であれば何ら問題ないと思われます。
現地調査報告	(9 番農業委員：水間委員) 第 3 項については、譲渡人が孫へ居住用住宅の建設用地として贈与するものです。第 4 項については、譲渡人所有の農地を住宅メーカーのが買収し、建売住宅 10 棟を建設したいというものです。敷地東側に隣接農地が 1 枚ありますが、1m ほどのコンクリートブロック擁壁により盛土を保持する計画です。合併浄化槽により浄化した生活雑排水と雨水の敷地北側排水路への放流については生産組合も地区生産組合も同意済みで、申請どおり施工されれば問題ないと思います。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第 43 号第 4 項 農地法第 5 条許可申請について

※議案第 43 号第 3 項と関連、一括審議

土地の所在地			
地目、面積			
権利内容	所有権		
譲受人		農地 区分	1 種 (10ha 以上) (集落接続)
譲渡人			
転用目的 施設の概要	建売住宅 10 棟 652.72 m ²		
備考	売買 令和 6 年 8 月 14 日付け飯塚市告示第 227 号にて農振農用地除外済み。 令和 6 年 8 月 2 日付け飯塚市開発指導要綱による事前審査会終了。 議案第 43 号第 3 項と関連。		
造成	最大 80cm 程度の盛土工。		
進入口	南側市道から幅 6m の道路を新設し、各区域の分譲地へはこの道路から進入。新設道路については市へ帰属。		
土留め	東側において、コンクリートブロック擁壁を設置。		

	西側において、既存擁壁へなげかけ。 南側において、進入口を除きコンクリートブロック擁壁を設置。 北側において、新設道路部分を除きコンクリートブロック擁壁を設置。 また、新設道路部分はガードパイプを設置。
被害防除	東側及び北側のコンクリートブロック擁壁設置部分に高さ 80 cm のフェンスを設置。
雨水排水	申請地内に雨水枡を設置。新設道路に設置される側溝及び集水枡を経由し、北側水路へ放流。
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の北側経路にて放流。
工事計画期間	令和 6 年 10 月 10 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
水利同意	生産組合の同意あり。
第 5 条第 2 項各号	(資金) 自己資金。残高証明書あり。 (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	・申請地南側においては、道路対側から 6m の位置まで幅員を確保するためセットバックを行う。 ・北側水路と造成地の間については、自費施工にて張コンクリートを行う。
地区推進委員報告	議案第 43 号第 3 項にて記載
現地調査報告	
質疑・意見	
審議結果	許可相当

議案第 43 号第 5 項 農地法第 5 条許可申請について

土地の所在地 地目、面積			
権利内容	賃貸借権		
借主		農地 区分	2 種 (10ha 未満)
貸主			
転用目的 施設の概要	駐車場 カーポート 1 棟 34 m ² 倉庫 1 棟 11 m ²		
備考	なし		
造成	最大 45 cm 程度の盛土工。		
進入口	北側市道からの進入。		
土留め	北側において、市道へ擦り付け。 東側及び西側において、隣接地へ投げ掛け。 南側において、土留めブロックを設置。		
被害防除	特段の施工なし		

雨水排水	申請地内に雨水桝を敷設し、南側既設水路へ放流。
生活雑排水	申請地内に合併浄化槽を敷設し、雨水同様の経路にて放流。
工事計画期間	令和6年10月15日から令和7年6月30日まで
水利同意	■■■■生産組合の同意あり。
第5条第2項各号	(資金) 金融機関からの融資。融資証明書あり (信用) 現在、違反転用事案なし。
補足説明	なし
地区推進委員報告	(27番推進委員：谷委員) 9月2日に土地家屋調査士立会いのもと、現地で説明を受けました。現地は住宅地に囲まれておりまして、既に畑としてはここ数年間活用されていない状態であり、管理だけされていたということです。排水等についても、既に生産組合長に報告があり、承諾を受けられています。その翌日、9月3日に譲渡人宅の■■■■さん宅を訪問し、説明を受けました。譲受人との関係は親族関係だそうです。調査の結果、別に問題ないものだと思います。
現地調査報告	(13番農業委員：奥野委員) 昨日現地を見ております。現地は2面が道路、残りの2面が住宅となっておりますので隣接する農地はありませんでした。その後、帰りまして検討会が行われましたが、特に意見は出ておりません。
質疑・意見	なし
審議結果	許可相当

議案第44号 農用地利用集積計画（利用権設定）について

地目別 設定面積	田		31,322.83 m ²	
	畑		0.00 m ²	
	樹園地		0.00 m ²	
	採草放牧地		0.00 m ²	
	計		31,322.83 m ²	
作物別設定面積	水稻	(3年以下)	9,873.83 m ²	6件
		(6年以下)	3,287.00 m ²	2件
		(10年以下)	18,162.00 m ²	2件
		計	31,322.83 m ²	10件
	計	(3年以下)	9,873.83 m ²	6件
		(6年以下)	3,287.00 m ²	2件
		(10年以下)	18,162.00 m ²	2件
		計	31,322.83 m ²	10件
第18条第3項各号	(要件) 該当のため、許可要件を満たす。			
補足説明	なし			
質疑・意見	なし			

	*地区推薦は、飯塚3名、穂波2名、筑穂3名、庄内1名、潁田1名とする。 *団体推薦は、飯塚市認定農業者協議会とする。 *その他の一般公募は、4名とし、そのうち1名以上は中立委員（利害無関係者）とする。
2 農地利用最適化推進委員について	(1)規定について ・規定については、現行通りとする。ただし、筑穂地区の大分を2名から3名に、内野を3名から2名に改正。 (2)地区選出枠について ・全体の枠は、法令上30名以内となり、現行通り30地区、30名とする。
3 その他について	(1)公募期間及びスケジュールについて ・令和6年10月7日(月)～令和6年11月7日(木) 32日間 (2)広報について ・市報12月号、市ホームページに募集・推薦についてを掲載及び市役所本庁・各支所、関係機関(福岡嘉穂農業協同組合、福岡県農業共済組合筑豊支所等)へ募集・推薦要項を配布 (3)生産組合等への説明について ・農区(飯塚)、生産組合(穂波・筑穂・庄内)、自治会(筑穂)、農事区(潁田)に説明 (4)女性・青年(50歳未満)委員の登用について ・指定枠は設けないが、地区や団体等に積極的な登用をお願いする。
補足説明	なし
質疑・意見	(7番農業委員：高野委員) 8月21日に生産組合長に文書を送っているんですよね。生産組合長会には説明に行かれたんですか。 (事務局) 生産組合長会の方には8月21日18時からJA筑穂支所で生産組合長会がっておりますので、その日にお知らせをさせて頂いております。 (7番農業委員：高野委員) じゃあ自治会長会は9月5日ですかね。自治会長会で説明に行ったけど自治会の方は「受けない」と言ったんでしょう。 (事務局) はい。 (7番農業委員：高野委員) この件に関してですけど、私は前回、前々回の時も選考委員会の委員に入っていて、当時は自治会長もしていました。そこで「農家ではない自治会長もいるのだから、説明に行く必要は無いのではないかな。」と提案してきていましたがそのままになっていたんです。結局、なんで自治会に説明に行っていたんですか。そして、なんで今回から行かなくて良くなったんですか。

	(事務局長) 慣例によって筑穂の自治会から自治会長会には説明が必要だと言われておりましたので説明に行っていました。そして今回、自治会長会へ説明に伺った際に、「今後はもう来なくていい。推薦はうちの方ではしないので、地元の生産組合長会の方で決めてくれ。」というようなご意見をいただきました。ですので、今回までは説明には行きましたが。次回からは行かないということです。筑穂の自治会長会の中で決まったわけですから。自治会の総意でもういいよと。来なくていいと。ある意味、高野委員の意見が通ったということです。 (議長) いいですか。 (7 番農業委員：高野委員) はい、分かりました。 (5 番農業委員：多田委員) 実はその件につきましては、私が筑穂自治会長会の会長をしておりますので、役員会を開いて、高野さんの意見を元に整理させていただきました。今までは慣例となっておりましたけども、高野さんが居られる頃の自治会長会では、ある自治会長の会長さんが強引に説明に来いと言った経緯もありました。そういうことも事前知っておりましたけども、今回の件につきましては高野さんがずっと何回か申し上げられておったと思うので、今回、自治会長会に一部からお話が出てきましたので検討いたしました。法律、規定等も含めて、望ましくは無いということで、自治会長会としては受けないという結論で、事務局と一緒に整理させていただいたということが経過です。高野さん色々ありがとうございました。
結果	決定

報告第 26 号第 1 項 農地法第 5 条の許可の取り消しについて

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
権利内容	所有権		
譲受人	[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	農地 区分	2 種 (10ha 未満)
譲渡人	[REDACTED] [REDACTED]		
転用目的 施設の概要	資材置場及び駐車場		
備考	令和 6 年 9 月 27 日付け 3 飯農第 278-100 号にて許可されていたが、取り消し願書が提出されたもの。		
結果	済		

報告第 27 号第 1 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 6 年 6 月 30 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 6 年 6 月 30 日
結果	済		

報告第 27 号第 2 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 6 年 8 月 1 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 6 年 8 月 1 日
結果	済		

報告第 27 号第 3 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		
解約事由	双方合意	合意年月日	令和 6 年 7 月 25 日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和 6 年 7 月 25 日
結果	済		

報告第 27 号第 4 項 農地法第 18 条第 1 項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積	[REDACTED]		
借主	[REDACTED]		
貸主	[REDACTED]		

解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年6月1日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年8月16日
結果	済		

報告第27号第5項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年6月1日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年8月16日
結果	済		

報告第27号第6項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年6月1日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年8月16日
結果	済		

報告第27号第7項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年8月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年8月20日
結果	済		

報告第27号第8項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年8月21日
備考	血縁自作	引渡年月日	令和6年8月21日
結果	済		

報告第27号第9項 農地法第18条第1項ただし書による合意解約の報告について

土地の所在地 地目、面積			
借主			
貸主			
解約事由	双方合意	合意年月日	令和6年8月20日
備考	賃貸借権設定（基盤）	引渡年月日	令和6年8月20日
結果	済		

報告第28号 農地転用完了等の報告について

①前月中に	
(1) 完了予定日を迎えた転用案件	
(2) 完了確認を行った転用案件	
(3) 現況証明書を交付した転用案件	
②今月中に	
(1) 完了予定日を迎える転用案件	
③前月中に	
(1) 非農地証明を交付した案件	
備考	なし
結果	済